

## 第8期男女共同参画審議会（第1回全体会）資料一覧

資料1 第8期男女共同参画審議会委員名簿

資料2 男女共同参画審議会規則

資料3 男女共同参画審議会運営規程

資料4 第8期男女共同参画審議会の進め方



## 第8期男女共同参画審議会 委員名簿

(17名)

氏名	役職
池田 千津美	部落解放同盟兵庫県連合会 副委員長
出石 弥生	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長
井野瀬 久美恵	甲南大学文学部 教授
岩下 まゆみ	公募委員
岡田 真希子	兵庫県女性農漁業士会 会長
上林 憲雄	神戸大学大学院経営学研究科長・神戸大学経営学部長
北野 美智子	兵庫県連合婦人会 会長
久保 盛正	公募委員
佐伯 里香	株式会社ユーシステム 代表取締役社長
瀧井 智美	株式会社 ICB 代表取締役
中川 寿子	生活協同組合コープこうべ 常勤理事 (地域活動推進部、広報室、地区本部担当)
中村 衣里	弁護士
野々山 久也	甲南大学名誉 教授
開本 浩矢	大阪大学大学院経済学研究科副研究科長 教授
松岡 健	神戸新聞社論説委員
森下 徹	兵庫県経営者協会 常務理事 事務局長
山崎 清治	NPO 法人生涯学習サポート兵庫 理事長

(敬称略・50音順)



男女共同参画審議会規則をここに公布する。

平成 14 年 3 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 39 号

### 男女共同参画審議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 3 条の規定に基づき、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年兵庫県条例第 11 号）第 9 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による男女共同参画計画の決定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。

#### (委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に、部会長を置く。
  - 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
  - 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

(補則)

- 第8条 この規則に定めるものほか、審議会の運営に関する必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

## 男女共同参画審議会運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、男女共同参画審議会規則（平成14年兵庫県規則第39号）（以下「規則」という。）第8条の規定により、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2条 会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

## (会議の公開)

第3条 会議（部会を含む）は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## (会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要是公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条ただし書きに該当する事項は除く。

## (委員以外の出席)

第5条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

## (文書による意見の開陳等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の求めに応じて、会議において、文書又は代理者の出席により、その意見を開陳することができる。

- 2 前項の規定により、会議において、その意見を開陳した場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

## (文書による議決への参加等)

第7条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の許可を受けたときは、会議において、文書又は代理者の出席により、議決に加わることができる。

- 2 前項の規定により、会議において、議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

## (その他)

第8条 全体の企画調整については、審議会で検討するほか、必要に応じて、会長、部会長等による会議を開催することができる。

## 附 則

この規程は、平成14年9月13日から施行する。



## 第8期男女共同参画審議会の進め方

### 1 第8期審議会における審議の中心テーマ

#### ■ 「ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」の改定

- ◇ 平成28年3月に改定した「ひょうご男女いきいきプラン2020」は、令和2年度に計画期間が終了することから、第8期の審議会(R2.3～R4.2)では、次期計画が総合的かつ長期的に男女共同参画社会の形成の促進に資する大綱となるよう、現行計画の評価・検証をはじめ、改定に当たっての基本的な考え方や構成、具体的な内容等について幅広く協議する。
- ◇ なお、都道府県の男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項の規定により、国の男女共同参画計画を勘案して策定することとなっているが、現在、国においても計画の改定の検討が進められていることから、それらの状況も踏まえながら、検討を進めしていく。

#### ■ 計画改定に当たっての検討事項

- ・現行計画に掲げた具体的な施策の達成状況等の評価
- ・現行計画策定後の主な取組と社会環境の変化等に対する分析
- ・新たな計画の基本的な考え方と構成、重点的に取り組むべき事項の検討
- ・施策の基本的方向と具体的な内容、数値目標の設定
- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方策

#### ■ 検討にむけた具体的方法（案）

審議会規則第7条の規定に基づく部会（政策部会）を設置し、全委員が参集する全体会に先立ち、次期計画の骨子（案）等の検討作業等を行う。

## 2 審議スケジュール

